

# 「登園許可書」が必要な感染症について

八本松太陽こども園

登園許可書は意見書(医師が記入)、登園届(保護者が記入)の2種類あります。(1枚で裏表になっています)

下記を参照され、感染症後の登園時には、登園許可書を提出ください。登園は主治医の先生の指示に従いましょう。

## ● 意見書(医師が記入)が必要な感染症

	病名	登園の目安
1	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過していること
2	風しん	発しんが消失していること
3	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ、全身状態が良好になっていること
4	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
5	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
6	咽頭結膜熱(別名:プール熱) (アデノウイルス感染症も同様)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
7	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
8	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O11等)	医師により感染の恐れがないと認められていること
9	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
10	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
11	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

## ● 登園届(保護者が記入)が必要な感染症

	病名	登園の目安
12	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
13	マイコプラズマ肺炎	熱がなく、激しい咳がおさまっていること
14	手足口病	熱や口の中の水泡・潰瘍に影響されず、普段の食事がとれること
15	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること(便は元気なときの便の状態に戻っていること)
16	伝染性紅斑(りんご病)	きげんよく過ごせるようになっていること
17	ヘルパンギーナ	熱や口の中の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
18	RSウイルス感染症	咳などの症状が消え、機嫌よく過ごせること
19	突発性発しん	熱がなく、機嫌よく過ごせること
20	帯状疱疹	すべての発しんがかさぶたになっていること
21	インフルエンザ	発症した後、5日間を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること(専用の登園届があります)
22	新型コロナウイルス感染症	発症した後、7日間を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること(専用の登園届があります)

## ○ 登園許可書は不要、場合によって医師の診断や治療が必要な感染症 (医師に診断され、治療が始まっていれば登園可)

23	アタマジラミ	スミスリンシャンプーによる駆除を開始していること
24	伝染性軟属腫(水いぼ)	傷がじゅくじゅくになって浸出液が出ているときはガーゼで覆うこと
25	とびひ(伝染性膿痂疹)	傷がじゅくじゅくになって浸出液が出ているときはガーゼで覆うこと

下記の感染症後に登園の際には、登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園の目安は、主治医の先生の指示に従い、子どもの全身状態が良好であることが基準となります)

<b>登園許可書（医師の診断を受け、保護者による登園届）</b>		
八本松太陽こども園園長 殿		
園児名 _____		
(医療機関名) _____	(令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日受診) において	
(病名) _____		
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より 登園いたします。		
_____ 年 _____ 月 _____ 日		
保護者名 _____		

保護者の皆さまへ

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。そのため、下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。尚、こども園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、お願いします。登園後感染を広げかねない症状が見られましたら、連絡させていただきますことをご了承ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 数日間	熱がなく、激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した 数日間	熱や口の中の水泡・潰瘍に影響されず、 普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の 1 週間	機嫌よく過ごせるようになっていること
ウイルス性胃腸炎 <small>(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)</small>	症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していきが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること(便は元気なときの便の状態に戻っていること)
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 カ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	熱や口の中の水泡・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状(咳・鼻水)のある間	せきなどの症状が消え、機嫌よく過ごせること
突発性発しん	-	熱がなく、機嫌よく過ごせること
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹がかさぶたになっていること

※インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は専用の登園届に記入して下さい。

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザの治療薬は、効果的で内服後解熱が早い場合がありますが、感染力の強いウイルスは感染者の体内にあります。必ず医師の診断を受けて、「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで出席停止とする」となっています。これに準じてお休みし、登園してください。

		発症日(0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後 1日目に 解熱した 場合	保育園	発熱 	解熱 	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目			解熱後3日経っていても 発症後5日経たないと 登園できません		
	出席停止	→						登園可能			
		発症日(0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後 3日目に 解熱した 場合	保育園	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目			
	出席停止	→							登園可能		
		発症日(0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後 5日目に 解熱した 場合	保育園	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目	
	出席停止	→									登園可能

発熱した日を0とします。例)月曜に発熱したら、火・水・木・金・土の5日間はお休みです。

★インフルエンザ診断後の登園の際には、下記の「インフルエンザ登園届」の提出をお願いします。  
 尚、「発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日間」を経過し、こども園での集団生活に適應できる  
 状態(子どもの全身状態が良好であること)に回復してから登園されますよう、お願いします。

<保護者記入用>

**インフルエンザ感染症登園届**

八本松太陽こども園園長 殿

園児名 \_\_\_\_\_

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (令和 年 月 日受診)において

(病名) インフルエンザ ( A ・ B ) と診断されました

令和 年 月 日現在、下記のとおり、  
 「発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日間」を経過しましたので  
 登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_

			月日	発熱の有無	解熱薬使用の有無
	発症日	0	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
必ず登園停止	1日目	1	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	2日目	2	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	3日目	3	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	4日目	4	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	5日目	5	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
解熱後3日目までは登園停止	6日目	6	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	7日目	7	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	8日目	8	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	9日目	9	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	10日目	10	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無


















★解熱後 3 日間とは、解熱薬を使用せず発熱しなくなり 3 日を経過したことをいいます。  
 ★発熱した日および解熱(熱が下がった)した日は 0 日と数えます。

新型コロナウイルスの出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症は軽症の場合、解熱が早い場合がありますが  
 感染力の強いウイルスは感染者の体内にあります。

**「発症日翌日から7日間を経過し、かつ解熱剤を使わず解熱しており、せきなどの呼吸症状が改善してから24時間経過するまで」出席停止となっています。**  
 これに準じてお休みし、登園してください。

《新型コロナウイルス感染症の登園停止期間と登園目安》

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
症状がある 場合	<b>発症日</b> 発熱 	発熱   発熱  解熱  出席停止(解熱しても7日間は出席停止)								解熱後24時間経っていても 発症後7日間経たないと 登園できません		
		登園可能										
無症状の 場合	<b>検査日</b>	出席停止										
		登園可能										
発症後 6日目に 解熱した 場合	発症日(0) 発熱 	1日目 発熱 	2日目 発熱 	3日目 発熱 	4日目 発熱 	5日目 発熱 	6日目 発熱 	7日目 解熱10時 	8日目 解熱後24時間は 自宅待機 	9日目 		
	出席停止									登園		

症状が出た日または検査日(無症状の場合)を0日とします。

- ★コロナウイルス診断後の登園の際には、下記の「コロナウイルス感染症登園届」の提出をお願いします。
- ★登園の際は子どもさんの体力や食欲が十分回復し、集団生活ができるようになってからの登園をお願いします。

＜保護者記入用＞

### 新型コロナウイルス感染症登園届

八本松太陽こども園園長 殿

園児名 \_\_\_\_\_

発症日または検査日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

新型コロナウイルス感染症のため、お休みしていましたが

発症日の翌日から 7 日間経過し、かつ解熱剤を使わず解熱しており、  
咳などの呼吸器症状が改善してから 24 時間経過したので登園します。

無症状で経過し、検体採取日を 0 日として 7 日を経過したので登園します。  
(いずれかのに✓してください)

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者名 \_\_\_\_\_

		月日	発熱の有無	解熱薬使用の有無
	発症日または検査日	0 月 日	有・無	有・無
必ず登園停止	1日目	1 月 日	有・無	有・無
	2日目	2 月 日	有・無	有・無
	3日目	3 月 日	有・無	有・無
	4日目	4 月 日	有・無	有・無
	5日目	5 月 日	有・無	有・無
	6日目	6 月 日	有・無	有・無
	7日目	7 月 日	有・無	有・無
解熱後は登園停止24時間まで	8日目	8 月 日	有・無	有・無
	9日目	9 月 日	有・無	有・無
	10日目	10 月 日	有・無	有・無

- ★解熱後 24 時間とは、解熱薬を使用せず発熱なくなり 24 時間を経過したことをいいます。
- ★症状が出た日または無症状なら検査日を 0 日と数えます。